



Title	Brussels I Recastにおける管轄合意規定
Author(s)	岡野, 祐子
Citation	国際公共政策研究. 2016, 21(1), p. 41-49
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/57774
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

Brussels I Recast における管轄合意規定

Choice of Court Agreements in Brussels I Regulation Recast

岡野 祐子*

Yuko OKANO*

Abstract

One of the important amendments of the Brussels I Regulation Recast is the improvement of the efficacy of the choice of court agreements, which was one of the major objectives of EU Commission's Proposal. The purpose of this article is to study the new rules on the choice of court agreements and examine, (a) the relationship between the Regulation and the Hague Convention of 2005, (b) how the new rules should address the problem created by Gasser, and (c) whether and to what extent the Regulation should cover the choice of court agreements in a third country.

キーワード : Brussels I Recast、管轄合意、訴訟競合、第三国

Keywords : Brussels I Recast, Choice of Court Agreements, Lis Pendens, a Third Country

* 関西学院大学法学部教授

1. はじめに

EU 加盟国においては、民事および商事事案に関する国際裁判管轄並びに外国判決承認・執行に関する規則として、**Brussels I 改正規則**（以下 **Recast**）¹が 2015 年 1 月 10 日より適用されている。これは、同規則の前身である **Brussels I 規則**について、欧州委員会のグリーン・ペーパーおよび改正提案を通じて 4 年間の見直しの作業の末、発効したものである²。同改正の中心的課題の 1 つとなつたのが、管轄合意の問題であった。欧州委員会の改正提案は、特に次の 2 点を説明的覚書に挙げ、管轄合意の効力の強化を目指す姿勢を示していた。すなわち、①訴訟競合の状況においては管轄合意された裁判所が優先的に管轄権の有無を判断すること、②管轄合意の実質的効力を判断する準拠法規則をおくこと、の 2 点である³。本稿では、**Recast** における管轄合意の規定に焦点を当て、その趣旨、訴訟競合との関係、ハーグ管轄合意条約との関係、EU 域外の第三国での管轄合意への対応、について考察したい。

2. 新しい管轄合意規定

管轄合意に関する新旧両規定、すなわち **Recast** 25 条と **Brussels I 規則** 23 条とを比較すると、**Recast** の改正点として次の 3 点が指摘できる。

2.1：当事者の居住地要件の廃止

第 1 点は、**Recast** 25 条 1 項が、**Brussels I 規則** 23 条 1 項の「管轄合意の少なくとも一方当事者が加盟国内に住所を有する必要がある」という当事者の居住地要件を廃止し、「当事者の住所地のいかなに関わらず」と定めたことである⁴。その結果、EU 外の第三国に住所を有する両当事者が EU 加盟国内の裁判所を指定する管轄合意も、**Recast** 25 条の対象となった。従来そのような管轄合意の有効性は、各国国内法により判断されていたが、本改正によって **Recast** により判断されることとなり、これは視点を変えれば、そのような管轄合意をした第三国の当事者が **Brussels** 規則の適用を受けることをも意味する。このため本改正は、**Brussels** 規則の第三国当事者への適用の第一歩となる、との見解も示されている⁵。

2.2：管轄合意の実質的効力判断の準拠法

(1) 25 条 1 項 1 文但書

第 2 点は、管轄合意の実質的効力についての準拠法規定をおいたことである。これは上述の通り、欧州委員会の改正提案が説明的覚書に提示していた項目でもあった。管轄合意の方式の要件について

¹ Regulation (EU) No 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (recast). Official Journal 20.12.2012, L 351, pp. 1-32.

² 改正に至るまでの経緯については、岡野祐子「Brussels I 規則改正に見る諸問題」国際法外交雑誌第 113 巻第 1 号（2014 年）30 頁以下参照。

³ Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (Recast) COM (2010) 748 final 14.12.2010. (以下 Proposal) p. 9.

⁴ **Recast** 25 条 1 項：If the parties, regardless of their domicile, have agreed that a court or the courts of a Member State are to have jurisdiction to settle any disputes which have arisen or which may arise in connection with a particular legal relationship, that court or those courts shall have jurisdiction, unless the agreement is null and void as to its substantive validity under the law of that Member State. Such jurisdiction shall be exclusive unless the parties have agreed otherwise. The agreement conferring jurisdiction shall be either: (a) ...; (b) ...; or (c)...

⁵ Tena Ratković and Dora Zgrabljíćrotar, "Choice-of Court Agreements under the Brussels I Regulation (Recast)," *Journal of Private International Law*, Vol.9 No.2 (2013), pp. 252, 267.

は、すでに CJEU（ヨーロッパ共同体司法裁判所）の判決において、Brussels 規則により判断することが明言されていたが⁶、管轄合意の実質的な効力を判断する準拠法については明確ではなかった⁷。Recast 25 条 1 項は(a)から(c)号に方式の要件を定めるとともに、第 1 文の但書において「ただし、合意が当該加盟国法の下で実質的に無効となる場合を除く」と規定し、管轄合意の実質的な効力、すなわち、強迫、不実表示、詐欺、錯誤などについての合意の効力は、管轄合意で指定された加盟国の法により規律されると明示した⁸。しかし Recast の前文である Recital 20 が、この「加盟国の法」には準拠法規定も含むと述べていることから⁹、これが新たな不明確さを生み出していると指摘され¹⁰、議論を呼んでいる。以下でこの点について述べる。

(2) ハーグ管轄合意条約との関係

「加盟国の法」の中に準拠法規定を含めたのは、2005 年のハーグ管轄合意条約¹¹の 5 条 1 項の規定に倣ったものであるとされる¹²。同条約 5 条 1 項は次のように定める¹³。

「5 条 1 項：専属的管轄合意により選択された締約国の裁判所は、その合意が適用される紛争について裁判する裁判管轄権を有する。ただし、その国の法律（抵触する内外の法令の適用関係を定めるその国の法令を含む。以下同じ。）によりその合意が無効である場合はこの限りではない。」

ハーグ管轄合意条約は、EU 加盟国とメキシコの批准により、2015 年 10 月 1 日から発効しており、同条約と、Recast の管轄合意に関する規定との適用関係が問題となる。これについては、同条約の 26 条 6 項が次のように定める¹⁴。

「26 条 6 項：この条約は次のいずれかの場合には、この条約の締約国である地域経済統合組織の規則（その締結がこの条約の前であるか後であるかを問わない。）の適用に影響を与えるものではない。

- a) いずれの当事者もその地域経済統合組織の構成国ではない締約国に居住していない場合
- b) (省略)」

この規定により、両当事者が地域経済統合組織、つまり EU の異なる加盟国に住んでいる場合や、両当事者が EU 外のハーグ条約締約国でない国に住んでいる場合には、Recast 25 条がハーグ条約に優先することになる¹⁵。他方で、両当事者が EU 外に住み、そのうちの一方当事者がハーグ条約の締約国に住んでいれば、たとえ EU の裁判所が選択されていても、Recast 25 条ではなくハーグ条約が適用される。また、一方当事者が EU 内に住所を有していても、他方当事者が EU 外のハーグ条約締約国に居住していれば、やはりハーグ条約が適用される¹⁶。

(3) 「加盟国の法」に国際私法規定を含むことについての議論

上記の状況を指摘し、Recast 25 条がハーグ条約 5 条 1 項に倣って「加盟国の法」に国際私法規定を含むとしたことに賛成する意見がある。すなわち、Recast とハーグ条約は、その適用範囲が一部異

⁶ Case 150/80 Elefanten Schuh GmbH v Pierre Jacqmain [1981] ECR 1671.

⁷ Ratković and Zgrabljicrotar, supra note 5, pp. 252-253.

⁸ 前掲注 4 の Recast 25 条 1 項の規定参照。

⁹ Recital 20 : Where a question arises as to whether a choice-of-court agreement in favour of a court or the courts of a Member State is null and void as to its substantive validity, that question should be decided in accordance with the law of the Member State of the court or courts designated in the agreement, including the conflict-of-laws rules of that Member State.

¹⁰ Ulrich Magnus, "Article 25," in Ulrich Magnus, Peter Mankowski (ed.) *European Commentaries on Private International Law vol.1 Brussels Ibis Regulation* (Otto Schmidt, 2016), p.625, para. 76; Trevor Hartley, *Choice-of-Court Agreements Under The European and International Instruments* (Oxford University Press 2013), pp.166-167.

¹¹ Convention of 30 June 2005 on Choice of Court Agreements.

<<https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/full-text/?cid=98>>より入手可。

¹² Magnus, supra note 10, p.627, para. 79a, p.629, para. 81a; Francisco Garcimartin, "Chapter 9: Prorogation of Jurisdiction," in Andrew Dickinson, Eva Lein (ed.) *The Brussels I Regulation Recast* (Oxford University Press 2015), p.296.

¹³ 「2005 年管轄合意条約に関するハートレイ・道垣内報告書」パラグラフ 125、388 頁。道垣内正人編『ハーグ国際裁判管轄条約』（商事法務、2009 年）

¹⁴ 前掲 451 頁。

¹⁵ 前掲 461 頁以下、パラグラフ 291 以下。

¹⁶ Magnus, supra note 10, pp.594-596, para 10.

なるところはあるものの、基本的に同じ合意に適用されることから、両者における解釈と適用の統一化は推奨されるべきとの評価である¹⁷。その理由として、例えば 3 人の契約当事者が管轄合意を行い、そのうちの 2 人が異なる EU 加盟国に住所を有し、3 人目の当事者が加盟国ではないハーグ条約締約国に居住している事例を挙げ、同じ管轄合意が、一方の当事者と二番目の当事者との間では実質的に有効で、第三の当事者との間では無効となるような事態は回避したいと説明される¹⁸。賛成意見の根拠としては他に、**Brussels I** 規則の下では、実務上一般的にこのように取り扱われてきており、これが実務にかなっていることも挙げられる¹⁹。

これに対し、反対意見としては、「加盟国の国際私法」を含めたことが不必要な複雑さを生み出したとの指摘がある²⁰。また、結果として管轄合意の実質的有効性の判断に適用される法が、管轄地に指定された加盟国の法廷地法や、契約本体の準拠法など、各国により異なる状況は依然として残るとの指摘もある²¹。この点について賛成意見の立場からは、**Rome I** 規則が契約に関する準拠法規則を統一したこと、管轄合意の実質的効果を判断する準拠法の決定方法についても、**Rome I** 規則を類推的に適用することを提案し、これにより EU 加盟国内において、同じ準拠法が適用されることが期待されるとする主張もある²²。

2.3 : 管轄合意と契約本体の分離

第 3 点は、25 条 5 項において、管轄合意が契約本体とは分離されることを明示的に規定したことである²³。これは CJEU の判例²⁴によって確立されていたルールであるが、**Brussels I** 規則には明示されておらず²⁵、欧州委員会の改正提案にも提示されていなかったが、立法過程において追加されたものである²⁶。これにより、契約本体が強迫などにより無効となっても、それが直ちに管轄合意を無効とはしないことが明確にされた。管轄合意自体もまた無効となるか否かは、管轄合意の実質的効力の準拠法により、すなわち上述の、25 条 1 項但書に定められる、管轄合意により選択された裁判所の属する加盟国の法（国際私法規定を含む）により判断されることとなる²⁷。

3. トルペード回避への効果

3.1 : 訴訟競合と管轄合意との関係

Brussels I 規則において指摘されてきた問題点の 1 つで、改正提案が説明的覚書の項目に挙げたのが、訴訟競合と管轄合意との関係であった。**Brussels I** 規則 27 条は、加盟国の裁判所間で訴訟競合が生じた場合、後訴裁判所は、前訴裁判所が自らの管轄権の有無を判断するまでは、訴訟を stay しなければならないとする、いわゆる「早い者勝ち」のルールを定めていた。さらに CJEU は 2003 年の

¹⁷ Quim Forner-Delaygua, "Changes to jurisdiction based on exclusive jurisdiction agreements under the Brussels I Regulation Recast," *Journal of Private International Law*, Vol.11 No.3 (2015), pp. 394, 398; Ulrich Magnus, "Choice of Court Agreements in the Review Proposal for the Brussels I Regulation," in Eva Lein (ed.) *The Brussels I Review Proposal Uncovered* (British Institute of International and Comparative Law, 2012), p.94.

¹⁸ Forner-Delaygua, *ibid.*, p. 395.

¹⁹ Magnus, *supra* note 17, p.94.

²⁰ Greet van Calster, *European Private International Law 2nd ed.* (Hart Publishing, 2016) pp. 128-129.

²¹ Ratković and Zgrabljčićrotar, *supra* note 5, pp. 256-259, 267.

²² Magnus, *supra* note 17, p.94; Magnus, *supra* note 10, p.629, para. 81a.

²³ Recast 25 条 5 項 : An agreement conferring jurisdiction which forms part of a contract shall be treated as an agreement independent of the other terms of the contract.

The validity of the agreement conferring jurisdiction cannot be contested solely on the ground that the contract is not valid.

²⁴ Case C-269/95, *Francesco Benincasa v Dentalkit Srl* [1997] ECR I-3767, など。

²⁵ Ratković and Zgrabljčićrotar, *supra* note 5, p. 259.

²⁶ Forner-Delaygua, *supra* note 17, p. 400, footnote 72.

²⁷ *Ibid.*, p. 400.

Gasser 判決²⁸において、管轄合意された裁判所が後訴裁判所となり、合意されていない裁判所が前訴裁判所となった場合でも、「早い者勝ち」のルールは適用されると判示した。そのため、当事者が管轄合意を破って、裁判遅延が常態となっている裁判所にいわゆる「トルペード訴訟」を提起した場合にも、Brussels I 規則の下では効果ある対応が取れず、管轄合意の効力の弱体化、さらには管轄合意の潜脱の可能性が指摘されていた²⁹。

この問題はまた、ハーグ管轄合意条約との整合性の観点からも批判されてきた³⁰。同条約第 5 条 2 項は、管轄合意された裁判所は、他の裁判所で同じ訴訟が先に係属していても、自らの訴訟を継続することを認めている。さらに同 6 条は、管轄合意に反して訴訟が係属した裁判所に対し、当該訴訟を中止または却下することを求めている³¹。EU が同条約を批准し、同条約が発効した現在、同条約との整合性も重要なポイントとなる。

3.2 : Recast 31 条 2 項と Recital 22

Recast は従来の批判を受け、管轄合意と訴訟競合との関係においては管轄合意を優先させる旨を規定する。ただしその規定は、管轄合意に関する 25 条ではなく、訴訟競合についての Section 9 (29 条から 34 条) におかれる。Recast はまず 29 条で、訴訟競合は「早い者勝ち」のルールを原則とすると定める。しかしその上で、専属的管轄合意がある場合には 31 条 2 項が優先され、専属的管轄合意により管轄を付与された加盟国裁判所が受訴した場合には、「いかなる他の加盟国裁判所も、管轄合意に基づき受訴した加盟国裁判所が当該管轄合意の下で自らが管轄を有しないと宣言するまでは、訴訟を stay すること」と規定する³²。さらに Recital 22 は、31 条 2 項における改正理由を明確にし、合意された裁判所の優先性を次のように述べる³³。「・・・これは、そのような状況（筆者注：合意された裁判所が、訴訟競合において後訴裁判所となった状況）において、合意された裁判所が、合意の効力の決定、および係属中の紛争に当該合意がどの程度適用されるかの決定について優先権を有することを保証するものである。合意された裁判所は、合意されていない裁判所がすでに stay を決定したか否かに関わらず、手続きを進めることができるべきなのである。」

31 条 2 項および Recital 22 の文言は、Recast が Gasser 判決を立法的に覆し、合意された裁判所に対して、それがたとえ後訴裁判所であっても優先権を与えることを明確に示している³⁴。この改正については、当事者の管轄合意を保護する体制を確保し、実務家や研究者の望む形となっているとの評価がある一方で³⁵、残された問題の指摘もある。第 1 点は、受訴した裁判所が管轄の有無を判断する、時間枠のデッドラインの問題である。欧州委員会の改正提案は 6 か月のデッドラインを示していたが (Proposal 29 条 2 項)、Recast 29 条 2 項にその旨の規定はない³⁶。このため、裁判遅延が常態

²⁸ Gasser GmbH v MISAT Srl Case C-116/02 [2003] ECR I-14693, [2005] QB 1, [72].

²⁹ Pamela Kiesselbach, "The Brussels I Review Proposal — An Overview," in Eva Lein (ed.), *The Brussels I Review Proposal Uncovered* (British Institute of International and Comparative Law, 2012), p. 4.

³⁰ Ibid.

³¹ 道垣内前掲注 13、パラグラフ 132-134、391-392 頁。

³² Recast 31 条 2 項: Without prejudice to Article 26, where a court of a Member State on which an agreement as referred to in Article 25 confers exclusive jurisdiction is seised, any court of another Member State shall stay the proceedings until such time as the court seised on the basis of the agreement declares that it has no jurisdiction under the agreement.

³³ Recital 22: ... This is to ensure that, in such a situation, the designated court has priority to decide on the validity of the agreement and on the extent to which the agreement applies to the dispute pending before it. The designated court should be able to proceed irrespective of whether the non-designated court has already decided on the stay of proceedings. ...

³⁴ Ian Bergson, "The death of the torpedo action? The practical operation of the Recast's reforms to enhance the protection for exclusive jurisdiction agreements within the European Union," *Journal of Private International Law*, Vol. 11 No.1 (2015), p. 6.

³⁵ Ratković and Zgrabljčić, supra note 5, p. 267; Richard Fentiman, "Article 26," in Ulrich Magnus, Peter Mankowski (ed.) *European Commentaries on Private International Law vol.1 Brussels Ibis Regulation* (Otto Schmidt, 2016), p.751, para 11.

³⁶ この点の議論について、岡野前掲注 2、45 頁。

化する法廷地を管轄地とする、無効のあるいは偽造の管轄合意が用いられることで、「逆トルペード」訴訟が起こりうるとの指摘がある³⁷。第 2 点は、管轄合意違反を主張する当事者は、単に管轄合意の存在を主張するだけではなく、合意された裁判所への現実の提訴を求められていることである（31 条 2 項）³⁸。当事者の現実の提訴がなければ、先に受訴した裁判所は、管轄合意以外の他の管轄原因に基づき、訴訟を継続し判決を下すことになる³⁹。このため、当事者は訴訟を望んでいなくとも、合意された裁判所での訴訟開始を強要され、訴訟を誘発するとの批判がなされている⁴⁰。

4. 第三国での専属的管轄合意への Recast の適用

4.1 : 訴訟競合との関係

第三国での専属的管轄合意を Brussels 規則の枠組みの中でどう扱うかは、CJEU の Owusu 判決が残した問題の 1 つで⁴¹、長らく議論の対象となり、今回の改正でグリーン・ペーパーが検討課題として提起した問題でもあった。そのため Recast での対応が注目されたが、専属的管轄合意の優先性を定めた 31 条 2 項は、第三国との訴訟競合は対象としておらず、この問題は 33 条での対応となっている。

Recast 33 条は、一定の条件、すなわち (1)第三国ですでに同じ当事者間の同じ訴訟原因の訴訟が係属し、(2)第三国の判決が当該加盟国で承認・執行されることが予測され、(3) stay することが司法の適切な運営のために必要であると当該加盟国裁判所が判断する場合に、加盟国裁判所に裁量による stay を認めている（33 条 1 項）。さらに Recital 24 は、第三国との訴訟競合について「加盟国裁判所が自らに係属する訴訟を stay するか否かの判断に際して、第三国が当該事案につき専属管轄を有するか否かも判断の要素として含まれる」旨を述べる⁴²。

これまで Brussels 規則では、第三国での訴訟は全くカウントされず、訴訟競合の状態となっても、「早い者勝ち」のルールすら規定されていなかった。そのため今回の改正について、Recast の新しい規定は第三国での管轄合意を間接的に尊重している、とする肯定的な評価もある⁴³。しかし 33 条は、31 条 2 項とは異なり、管轄合意された裁判所に優先性を与える規則とはなっていない。管轄合意された裁判所であっても、それが第三国裁判所である場合には、先に受訴していることが、加盟国裁判所の裁量的 stay の要件となっている。この点を指摘し、33 条の規定では、第三国での専属的管轄合意の保護としては不十分であるとの批判がなされている⁴⁴。

4.2 : 25 条との関係

(1) 保護的管轄・専属管轄に反する管轄合意

³⁷ Ratković and Zgrabljicrotar, supra note 5, pp. 264-265. Fentiman, supra note 35, p.751, para. 12.

³⁸ Ratković and Zgrabljicrotar, ibid., p. 267; Fentiman, ibid., p.752, para. 15.

³⁹ Ratković and Zgrabljicrotar, ibid.

⁴⁰ Fentiman, supra note 35, p.752, para. 15.

⁴¹ Case C-281/02 Owusu v Jackson [2005] ECR I-1383. CJEU は、次の場合に加盟国裁判所は訴訟を引き受けねばならないかとの UK からの質問に対し、争点になっていないとして判断を避けた。①両当事者が第三国を管轄とする専属的管轄合意を行っていた場合、②専属管轄として規定される紛争の目的物が第三国に所在している場合、③第三国の裁判所で同じ訴訟原因に関する同一当事者間の訴訟がすでに開始している場合。

⁴² Recital 24 第 2 文: That assessment may also include consideration of the question whether the court of the third State has exclusive jurisdiction in the particular case in circumstances where a court of a Member State would have exclusive jurisdiction.

⁴³ Magnus, supra note 10, p.594, para 7.

⁴⁴ Ratković and Zgrabljicrotar, supra note 5, pp. 247-248, 267; Pippa Rogerson, "Lis Pendens and Third States: The Commission's Proposed Changes to the Brussels I Regulation," *Journal of Private International Law*, Vol.9 No.2 (2013), pp. 119-120; Alexander Layton, "The Brussels I Regulation in the International Legal Order: Some Reflections on Reflectiveness," in Eva Lein (ed.) *The Brussels I Review Proposal Uncovered* (British Institute of International and Comparative Law, 2012), pp. 79-80.

訴訟競合とはなっていない場合の、第三国裁判所への管轄合意は、Recast でどのように扱われるのか。25 条に議論を戻すと、改正提案ではこの問題は取り上げられず、25 条はその前身の Brussels I 規則 23 条と同様に、第三国裁判所への管轄合意は対象としていない。したがってこのような管轄合意については、当該第三国裁判所で適用される法により判断されることとなる⁴⁵。

ちなみに、管轄合意は通常、同時に 2 つの効力を持つとされる。選択された裁判所の管轄を定める「付与的効果」と、専属的管轄合意の場合は、当該管轄合意がなければ管轄権を有した他の裁判所から管轄権を奪う「剥奪的効果」の 2 つである⁴⁶。しかるに 25 条は明示的には管轄権の付与的効果のみを述べており、管轄権剥奪の効果については述べていない⁴⁷。そこで、第三国裁判所への管轄合意が持つ管轄権剥奪の効果について、Recast が適用されるのかが問題となる⁴⁸。

この問題については、Recast 改正前から議論があり、CJEU の判決も変遷している。まず、船荷証券上に記された専属的管轄合意文言の有効性が問題となった、2000 年の *Coreck* 判決があげられる。CJEU は、第三国裁判所への管轄合意は、その付与的効力も剥奪的効力も共に、Brussels 規則は適用されず、受訴裁判所の所属する各国の法（国際私法規則も含めた法）により判断されると判示した⁴⁹。すなわち、第三国裁判所への管轄合意があるにもかかわらず、加盟国裁判所が受訴した場合には、受訴裁判所は当該加盟国の「国内法」により、管轄合意の有効性を判断するとの結論である。このルールが何によるものかについて、CJEU は何ら述べておらず⁵⁰、この判決に対しては賛否が分かれていた⁵¹。

その後、2012 年の *Mahamdia v Algeria* 判決において CJEU は、第三国への管轄合意であっても、それが EU 内の「保護的管轄」を剥奪する場合には、当該管轄合意の有効性の判断は EU 規則により行うと判示した⁵²。これは、雇用契約に関する事案で、ドイツにあるアルジェリアの大使館が運転手を解雇したため、運転手がアルジェリア共和国をドイツで提訴したが、雇用契約には第三国であるアルジェリア裁判所を専属管轄とする条項が含まれていたことから、この管轄合意の有効性が問題となった。CJEU は、当該管轄合意は、Brussels I 規則 21 条に定める、雇用契約において被雇用者を保護する旨の保護的管轄規定に反するため無効であると結論している⁵³。

Brussels I 規則はその 23 条 5 項で、EU 内での保険契約（13 条）、消費者契約（17 条）、雇用契約（21 条）における保護的管轄や専属管轄（22 条）を破る当事者間の合意は、効力を持たないと規定していた⁵⁴。これは、EU 内の加盟国裁判所が合意により指定された場合の規定である。そこで、第三国への管轄権付与が加盟国裁判所の保護的管轄等を剥奪する場合についても、これを敷衍し、その剥奪的効果に関する判断は、EU 各国法ではなく Brussels I 規則 23 条の対象となり、その要件を遵守しなければならないとする見解が主張されていた。EU 各国の国内法は Brussels 規則と同レベルの保護を保証しているとは限らず、各国法に委ねるのでは弱者の保護等が十分ではない場合がありうる

⁴⁵ Magnus, *supra* note 10, p.592, para. 4, p.608, para. 36.

⁴⁶ *Ibid.*, p.592, para 4, p.605, para. 28.

⁴⁷ *Ibid.*, p.605, para. 28.

⁴⁸ *Ibid.*, p.592, para. 4, p.609, para. 37.

⁴⁹ *Coreck Maritime GmbH v Handelsveem BV*, (C-387/98) (2000) ECR I-9337, para.19. Brussels I 条約の下で、管轄合意が問題となった事案である。

⁵⁰ Magnus, *supra* note 10, p.609, para. 37.

⁵¹ 意見分布については、Magnus, *ibid.*, pp.609-610, para. 37, footnote 137-138; Garcimartin, *supra* note 12, pp. 280-281, footnote 19. 参照。

⁵² *Mahamdia v Algeria*, (C-154/11) (2012) para. 66.

⁵³ *Ibid.*, paras. 62-65.

⁵⁴ Brussels I 規則 23 条 5 項: Agreements of provisions of a trust instrument conferring jurisdiction shall have no legal force if they are contrary to Articles 13, 17 or 21, or if the courts whose jurisdiction they purport to exclude have exclusive jurisdiction by virtue of Article 22.

との懸念からである⁵⁵。同じ立場からはさらに、第三国を指定する管轄合意が、EU 内の他の加盟国を指定する管轄合意よりも大きな剥奪的效果を持つべきではない、との理由も主張されていた⁵⁶。これらの立場からは、Mahamdia 判決への賛成意見が示されている。

Recast もその 25 条 4 項において、Brussels I 規則 23 条 5 項と同様に、保険契約（15 条）、消費者契約（19 条）、雇用契約（23 条）についての保護的管轄や専属管轄（24 条）を破る当事者間の合意は効力を持たないと規定する⁵⁷。そこで上記の立場からは、Recast においても、第三国裁判所の専属的管轄合意が加盟国裁判所の保護的管轄および専属管轄に関わる場合には、その剥奪的效果については、Recast を適用して判断すべきであるとの主張がなされている⁵⁸。

(2) それ以外の場合

それでは、保護的管轄や専属管轄には関わらない、第三国裁判所での管轄合意における一般的な剥奪的效果についてはどうか。これについては、Recast ではなく、関係する加盟国の国内法を適用するとの意見がある。管轄合意における当事者自治の原則は Brussels 規則の主要な目標のひとつであり、EU 加盟国裁判所のために安易にこの原則を制限すべきでないとの理由からである⁵⁹。一般的な剥奪的效果については上記 CJEU の Corek 判決が先例として維持される、との理解はあり得よう。これに対し、やはり Recast 25 条を適用すべきとの立場からは、理由が 2 点挙げられる。上述(1)の CJEU の Mahamdia 判決、および学説を前提にすれば、第三国での管轄合意が専属的管轄合意で EU の保護的管轄等に反する場合には、Recast 25 条 4 項が適用されることとなる。他方で、そうでない場合に受訴裁判所の国内法を適用するとすれば、EU の特定の管轄規則に反するかどうかで当該管轄合意の評価基準が異なることになり、これは説得力に欠けるとするのが第 1 の理由である。また実務的にも、このような二重の基準を用いれば、受訴裁判所は自国法を適用する前に、まずは当該管轄合意によって Recast の保護的管轄等が影響を受けるかを審理せねばならず、複雑さと困難さを増加させるというのが第 2 の理由とされる⁶⁰。この見解によれば、Brussels 規則の第三国への適用範囲がさらに広がることになる。

5. 管轄有無の判断の他の加盟国での承認

ある加盟国裁判所が下した管轄有無の判断は、他の加盟国においてどのような法的効果を持つのか。これが Brussels I 規則の下で問題となった、CJEU の 2012 年の Gothaer 判決⁶¹に最後に触れておく。これは、積荷の損傷を理由として保険会社と荷受人が運送業者をベルギー裁判所に提訴し、ベルギー裁判所が船荷証券上に記載されたアイスランド裁判所を専属管轄とする管轄条項を理由に、自らの管轄権を拒否した事案である⁶²。それを受け、今度は保険会社と荷主が、新たにドイツ裁判所に訴えを提起した。ベルギー裁判所による管轄の判断は、ドイツ法上「手続的な判決」となるため、それが承認の対象となる「判決」にあたるかどうかを、ドイツ裁判所が CJEU に先行付託した。

CJEU は、Brussels I 規則 32 条にいう「判決」（承認の対象となる判決）の概念には、いかなる判

⁵⁵ Magnus, supra note 10, p.592, para. 4, p.609, para. 37.

⁵⁶ Garcimartin, supra note 12, p.281.

⁵⁷ Recast 25 条 4 項 : Agreements or provisions of a trust instrument conferring jurisdiction shall have no legal force if they are contrary to Articles 15, 19 or 23, or if the courts whose jurisdiction they purport to exclude have exclusive jurisdiction by virtue of Article 24.

⁵⁸ Ibid. Magnus, supra note 10, p.609, para.37.

⁵⁹ Garcimartin, supra note 12, pp. 280-281.

⁶⁰ Ibid., p.610, para. 37a.

⁶¹ Case C-456/11, Gothaer Allgemeine Versicherung AG v Sampskip EU: C: 2012: 719.

⁶² Ibid., para. 16.

決も含まれ、手続的決定も含むと述べる⁶³。そして、同 32 条、33 条は、判決の承認を求められた裁判所が、判決国裁判所が自らの管轄を拒否した判決の理由（アイスランド裁判所を専属管轄とする管轄合意の存在）にも拘束されるとの趣旨で解釈されねばならないと判示した⁶⁴。ドイツ裁判所は、ベルギー裁判所のなした、当該管轄合意の効力と適用範囲に関しての事実認定に拘束され、自らもまた管轄を拒否しなければならないとの判示であり、この点が注目される⁶⁵。なお、Recast では Brussels I 規則 32 条は削除されているが、Recast 36 条 1 項は、Brussels I 規則 33 条 1 項と同じく「加盟国で下された判決は、他の加盟国において特別の手続を必要とすることなく承認される」と規定しており⁶⁶、Gothaer 判決は Recast においても、同 36 条 1 項にいう、承認の対象となる「加盟国で下された判決」の範囲についての先例として位置づけられることとなる⁶⁷。

ところで Gothaer 判決の事案は、アイスランドという第三国での管轄合意の事案であったことから、このような管轄合意も Brussels 規則の適用の対象となるかという、本稿第 4 章で取り上げた問題が、判決の承認・執行の場面において浮上したと捉えられ、注目された⁶⁸。おりしも提示されていた改正提案ではこの問題が取り上げられていないという状況の中、CJEU による解決が期待されたからでもある⁶⁹。しかし本事案では管轄合意文言の有効性自体は争点となっておらず、同文言が保険会社にも適用されるかのみが争点となったため、ベルギー裁判所はこの問題について明確には述べず、また CJEU の法務官の意見でも検討はなされていない⁷⁰。本件は、EU に住所を有している運送契約の両当事者（荷主と運送業者）が、Brussels I 規則の裁判管轄合意の機会を利用して第三国裁判所の管轄に合意した事案であり、また保護的管轄の剥奪に関する事例でもなかったことから、本件でこの問題についての議論がなされなかったことを惜しむ意見も示されている⁷¹。

6. おわりに

Recast において改正された管轄合意の規定は、当事者の居住地要件の廃止、訴訟競合との関係など、わが国を含む第三国にも関係する重要な改正点を含んでおり、その影響は少なくない。さらに、改正提案で取り上げられなかった第三国への管轄合意の剥奪的効果についても、その判断を Recast または各国法のいずれにより行うのかについて、未だ議論がなされており、これも第三国に影響する問題となっている。Recast は、まだ適用が始まったばかりであり、これらの諸点に関しても新たな判例や議論が展開されることが予想される。今後の動向に注目したい。

【付記】本稿は JSPS 科研費基盤研究（C）26380074 による成果の一部である。

【謝辞】野村美明先生には、学部、大学院を通じてご指導いただき貴重なご教示を受けましたこと、心より御礼申し上げますとともに、先生の末永きご健勝をお祈りいたします。

⁶³ Ibid., paras. 23.

⁶⁴ Ibid., paras. 44.

⁶⁵ Calster, *supra* note 20, p.117.

⁶⁶ Recast 36 条 1 項：A judgment given in a Member State shall be recognized in the other Member States without any special procedure being required.

⁶⁷ Pietro Franzina, in Andrew Dickinson, Eva Lein (ed.) *The Brussels I Regulation Recast* (Oxford University Press 2015), p.378.

⁶⁸ Ibid., p.116.

⁶⁹ Layton, *supra* note 44, p. 79.

⁷⁰ Calster, *supra* note 20, pp.117-118.

⁷¹ Ibid. Calster は、アイスランドはルガノ条約締約国であるが、本件の管轄合意はルガノ条約に基づいてなされたものではないことを指摘している。